労務通信73号2017.9号



成迫社会保険労務士法人 松本事務所 TEL 0263-33-2223 長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行 松本事務所 TEL 0263-38-7300 長野事務所 TEL 026-291-4160



平成29年10月より改正育児介護休業法が施行されます。

育児介護休業法は平成29年1月に改正されたばかりですが、いわゆる待機児童問題が国を挙げての政策課題となっていることを反映しての改正と考えられます。主な変更点は以下のとおりです。

主な変更点

- ①.1歳6ヵ月まで取得できた**育児休業が2歳までに延長**子が1歳6ヵ月に達しても保育所等に入所できない等の事情があれば、育児休業を子が2歳になるまで取得することができます。
- ②. 妊娠した労働者に育児休業等の制度を周知することが努力義務に
- ③.**育児目的休暇の制度化**が努力義務に



今回の改正の狙いは?

今回の法改正の最大の狙いは、①の <u>2 歳まで育児休業を可能にする</u>ことで、保育所等に入所できる機会を増やし、労働者の離職を防ぐことです。長野県は待機児童ゼロといわれていますが、実際は子どもの年齢や近隣の保育所等の空き状況により保育所等に入所できない、という事例が何件もあります。働く女性が増える中で、育児休業の取得、さらには育児休業の延長は、今後も問題になると考えられます。

②の育児休業等の制度の周知は努力義務ですが、人材の確保・定着の側面を鑑みると、正しい制度の周知は重要です。併せて育児休業に際しては、**育児休業から復帰までの計画(育休復帰支援プラン)を実施していただくことをおすすめしております。**業務の整理や引継ぎ、育児休業中の情報提供、面談などを行っていただくことにより、育児休業に入る従業員も業務を引き継ぐ従業員も、不安が和らぐかと存じます。

③は、小学校入学前の子どもを育てる従業員を対象に、育児目的で利用できる休暇制度を設け、**男性の育児参加を促進する**ことが狙いです。努力義務のため、すぐに制度化をする必要はございません。

なお、今回の改正法の施行に併せ、雇用保険から従業員へ支給される「育児休業給付金」も2歳まで延長されます。社会保険料の免除は3歳まで受けることができます。従業員にとってはメリットのある法改正となりました。

企業としては育児休業中の代替要員の確保や、残っている従業員への負荷増大を考えると、長期に渡る 育児休業は頭の痛い問題です。しかし、<u>人手不足が加速する今後、優秀な人材の離職も企業にとって死活</u> 問題になりかねません。

先月号でご案内した両立支援等助成金の活用を検討しながら、育児休業による離職を防ぎ、人材定着を 図っていただければと存じます。育児休業や助成金の詳細につきましては、弊社担当までご相談下さい。

住民税の異動届とマイナンバー

住民税を特別徴収している事業所で、従業員の退職や休職等の異動があった際には、『給与所得者異動届出書』を異動日の**翌月10日**までに提出する必要があります。

今年から『給与所得者異動届出書』に**マイナンバー**の記載欄が追加されており、事業所に届く『住民税 特別徴収税額決定(変更)通知書』にも**マイナンバー**が記載されています。下記の点を踏まえて、厳重な 取扱いをお願いいたします。

!取扱いの注意点!

- ○異動届を提出する→マイナンバーを記載した場合は簡易書留等で提出する
- ○決定通知を受け取る→他のマイナンバー記載書類と同様に**厳重管理が必要**

